

## 熊本市役所駐車場使用料収納事務委託契約書（案）

熊本市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、熊本市役所駐車場使用料（以下「使用料」という。）の収納事務について次のとおり委託契約を締結する。

### （使用料収納事務の委託）

第1条 甲は、熊本市役所駐車場使用条例（昭和55年条例第8号。以下「市役所駐車場使用条例」という。）の規定に基づく熊本市役所駐車場使用料の収納事務を乙に委託する。

### （事務処理の原則）

第2条 乙は、前条に規定する収納事務については、この契約に定めるもののほか、市役所駐車場使用条例、熊本市役所駐車場使用条例施行規則（昭和55年規則第14号）及び熊本市役所駐車場使用料収納事務委託に関する仕様書並びに会計規則に定めるところによる。

### （使用料の収納及び払込）

第3条 乙は、使用料の収納事務を行うにあたっては、市役所駐車場使用条例の規定に定めるところにより使用料を収納するものとする。

2 乙は、使用料を収納した場合は、会計規則第20条第1項の規定に準ずる所定の払込書により熊本市指定金融機関又は熊本市収納代理金融機関に、収納した日の翌日（指定金融機関の休業日の場合は、その日以後において最も近い指定金融機関の営業日）までに速やかに払い込むものとする。

### （委託料）

第4条 この契約に基づく収納事務の委託料は熊本市役所駐車場管理業務委託に含まれる。

### （委託期間）

第5条 この契約の有効期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

### （帳簿保存等の義務）

第6条 乙は、帳簿を備え付け、これに納付義務に関する事項を記載し、保存すること。  
2 甲は、指定公金事務取扱者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、乙に対し、報告をさせることができることとする。  
3 甲は、指定公金事務取扱者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、事前に乙の同意を得た上、その職員に、事務所に立ち入り、乙の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとする。

### （損害賠償）

第7条 乙は、この契約に定める事務を履行しないために甲に損害を与えたときは、損害の責めを負わなければならない。

2 前項の損害賠償の方法及び額については、その都度甲が定める。

### （指導及び助言）

第8条 甲は、委託事務の処理に関して必要な指導及び助言をすることができる。

### （名称等変更の通知義務）

第9条 乙は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ変更する日の1月前までに、書面によりその旨を甲へ通知すること。

### （収入事務委託証の掲示）

第10条 乙は、交付を受けた収入事務委託証について、甲が指定する場所に掲示しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託事務契約の処理が不適当であると甲が認めるとき。
- (3) 乙がこの契約を履行できないと甲が認めるとき。
- (4) 委託事務の必要がなくなったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても甲はその責めを負わない。

(個人情報の取扱)

第12条 受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の解決)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(注)電子情報処理組織を使用する方法により契約を締結する場合は、「この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。」とあるのは「この契約の成立の証として、本書の電磁記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名のうえ、各自その電磁記録を保管する。」とする。

令和8年（2026年）月 日

甲 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊本市

熊本市長 大 西 一 史

乙 住 所

氏 名